森林・山村地域活性化振興対策事業（活動交付金）実施要領

（目的）
第１条
　森林・山村地域活性化振興対策事業（活動交付金）（以下「事業」という。）は、活動組織が行う森林・山村の多面的機能の維持・向上のための里山林の保全活動等に対し、熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会を通じた支援を行い、里山林の資源を有効に保全・活用するとともに、山村の活性化に資することを目的とする。

（事業実施）
第２条
　事業の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（補助事業者等）
第３条
　補助事業者、交付対象となる活動組織が行う活動内容、交付単価及び採択要件は、別表のとおりとする。
　ただし、市町村が支援する場合に限り交付することとし、別表の交付単価以内で、かつ、市町村の交付額以内とする。

（交付金の交付申請）
第４条
　要項第６条第２項に規定する「事業計画書」は別記第１号様式によるものとする。

（事業等の内容等の変更）
第５条
　要項第８条第２項に規定する「事業変更計画書」は別記第１号様式によるものとする。

（事業の完了）
第６条
　要項第１３条第２項（１）に規定する「事業実績書」は別記第１号様式によるものとする。

（確認検査）
第７条
　農林水産部長は、要項第１３条に規定する実績報告書の提出があった場合は、別に定める森林・山村地域活性化振興対策事業（活動交付金）検査要領に基づき、確認検査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

（雑件）
第８条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成２９年６月３０日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３１年４月１５日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年６月４日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年５月２７日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年１月５日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年１１月６日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

補助事業者	交付対象となる活動組織が行う活動内容	交付単価
熊本県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会	1　地域活動型 (1)森林資源活用 　雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理・特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、活動結果のモニタリング等 (2)竹林資源活用 　竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 2　複業実践型 　間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 3　機能強化 　歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要となる森林調査・見回り 4　関係人口創出・維持 　地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入れのための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等 5　活動推進費 　現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等 注１）活動組織は、主たる活動を必ず行うこととし、必要に応じて、従たる活動を組み合わせて行うものとする。 注２）主たる活動は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林に限り実施することができる。 注３）主たる活動を行う場合に必要な面積は、0.1ha以上とする 注４）主たる活動について、異なる区分を同じ年度に同一の森林に重複して適用することはできない。 注５）従たる活動は、主たる活動と組み合わせた場合に限り実施することができる。 注６）複業実践型を行う場合に必要な活動日数は、構成員平均で70日以上とする。 注７）主たる活動には、活動する森林に係る資源活用の取組を必ず含むものとする。なお、複業実践型を行う場合は、資源活用の数値目標を設定し、達成するものとする。 注８）機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は主たる活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。 注９）機能強化は、活動する対象森林内のほか、当該森林に到達するために通過する森林内（森林経営計画策定森林内を含む。）で実施することができる。 注１０）機能強化を行う場合（森林調査・見回りを除く）に必要な延長は、1m以上とする。 注１１）関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て活動することが主たる活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。 注１２）関係人口創出・維持で対象とする地域外関係者は、昭和25年２月１日時点で対象森林が所在する市町村の区域外に居住する者とする。 注１３）関係人口創出・維持を行う場合に必要な地域外関係者の参加人数は、10名以上とする。	

区　分			国の交付単価	県の交付単価
主たる活動	地域活動型（森林資源活用）	初年度	120,000円／ha	15,000円／ha以内
		２年目	116,000円／ha	14,500円／ha以内
		３年目	112,000円／ha	14,000円／ha以内
	地域活動型（竹林資源活用）	初年度	332,000円／ha	41,500円／ha以内
		２年目	304,000円／ha	38,000円／ha以内
		３年目	276,000円／ha	34,500円／ha以内
	複業実践型	初年度	191,000円／ha	23,800円／ha以内
		２年目	176,000円／ha	22,000円／ha以内
		３年目	162,000円／ha	20,200円／ha以内
従たる活動	機能強化		800円／m	100円／m以内
	関係人口創出・維持		50,000円／年	6,200円／ha以内
	活動推進費	年間当たり	38,000円	4,700円以内

採択要件

〈地域協議会〉
　国が定める里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領の別紙のⅠに規定する要件を満たすこと。
〈活動組織〉
　国が定める里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領の別紙のⅡに規定する要件を満たすこと。

別記第１号様式

年度森林・山村地域活性化振興対策事業（活動交付金）実施計画書（変更計画書・実績書）

１　事業の目的

２　事業内容

区　分		交付単価 （円／ha、回又はm）	対象森林面積等 （ha、回又はm）	交付額（円）	交付対象組織数	備　考
主たる活動	地域活動型 （森林資源活用）					
	地域活動型 （竹林資源活用）					
	複業実践型					
従たる活動	機能強化					
	関係人口創出・維持					
	資機材等整備	交付率1/2以内				
	資機材等整備	交付率1/3以内				国の交付金のみ
	活動推進費					
合計						

３　経費の配分

区　分		事業費 ((A)+(B)+(C)＋(D))	事業に要する経費 ((A)+(B)+(C))	負担区分			備　考
				国交付金 (A)	県交付金 (B)	市町村 交付金(C)	
主たる活動	地域活動型 （森林資源活用）						
	地域活動型 （竹林資源活用）						
	複業実践型						
従たる活動	機能強化						
	関係人口創出・維持						
	資機材等整備						国の交付金のみ
	資機材等整備						国の交付金のみ
	活動推進費						
合計							

４　添付書類　　別記第１号様式の付表

５　事業完了予定年月日　　年　月　日

（注）変更の場合は、変更前を下段に、変更後を上段に記入すること。

別記第１号様式の付表

番号	活動が実施される市町村名	活動組織名	区　分															事業費計（円）	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)				採択決定日（変更の場合はその承認日）	活動期間（交付対象となる期間）	
			主たる活動					従たる活動											うち負担区分						
								(4)機能強化		(5)関係人口創出・維持		(6)資機材等整備（1/2）		(7)資機材等整備（1/3）		(8)活動推進費									
			事業量（ha）	事業費（円）	事業量（ha）	事業費（円）	事業費（円）	事業量（m）	事業費（円）	該当有無（有・無）	事業費（円）	該当有無（有・無）	事業費（円）	該当有無（有・無）	事業費（円）	該当有無（有・無）	事業費（円）		国交付金（円）	県交付金（円）	市町村交付金（円）	その他（円）		自	至
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
21																									
22																									
23																									
24																									
25																									
26																									
27																									
28																									
29																									
30																									
計																									

（注）変更の場合は、変更前を下段に、変更後を上段に記入すること。